

# 御坊税務署からのお知らせ

毎年、11月11日～17日は「税を考える週間」です



## ◎この機会に、税金についてお気軽にご相談ください

○税理士による無料相談所の開催 11月14日(日)10時～16時 オークワロマンシティ1階催し物広場

## ◎税金クイズに正解すると抽選で賞品が当たる!

応募用紙設置場所：御坊納税協会、御坊税務署、御坊市・日高郡内町役場税務課

応募対象者：御坊市内または日高郡内に在住・在学の方

応募期間：11月1日(月)～17日(水)

応募方法：応募ハガキを御坊納税協会へ郵送するか、御坊税務署、御坊市・日高郡内町役場税務課窓口へ提出してください。

郵送先：〒644-0002 御坊市藺419番地の9 御坊納税協会

## ◎年末調整説明会の開催日程について

日	時	会場
平成22年12月1日(水)	13:30～15:30	みなべいなみ農協本所会議室
平成22年12月2日(木)	13:30～15:30	御坊市民文化会館

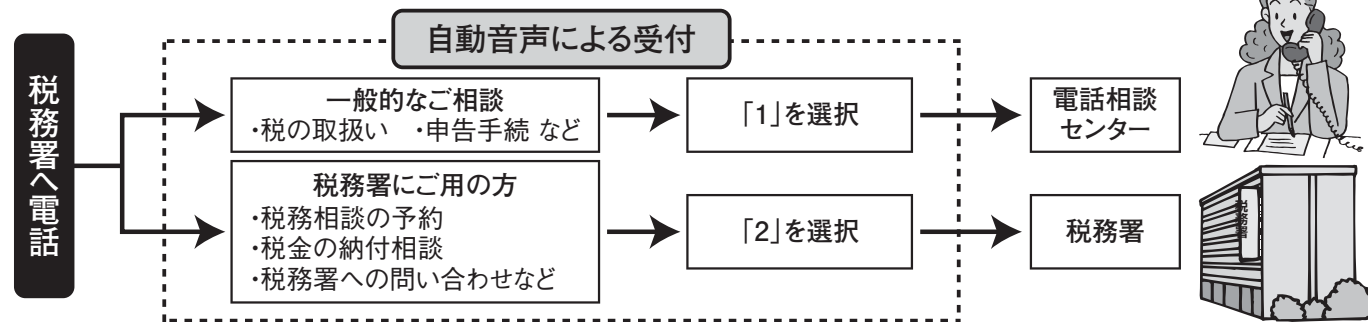
## ◎e-Tax (国税電子申告・納税システム)を始めよう!

国税に関する各種手続が自宅やオフィスからインターネット等を通じて行うことができます。

詳細等につきましては、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

(お問い合わせ先:御坊税務署 ☎22-0695)

## ◎国税に関するご相談は、自動音声によりご案内しています



税務署へ電話

## ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 税務署からのお知らせ ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

### ～相続又は贈与等に係る生命保険契約や損害保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更について～

この度、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。そこで、このような年金に係る税務上の取扱いを改めることとしましたので、お知らせします。これにより、平成17年分から平成21年分までの各年分について所得税が納めすぎとなっている方につきましては、その納めすぎとなっている所得税が還付となります。

お手順をお掛けしますが、必要なお手続き(更正の請求又は確定申告など)をしていただきますようお願いいたします。

この取扱いの変更の対象となる方や所得税の還付のお手続きについては、国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】をご覧ください。

※平成17年分について、早い方は平成22年12月末が還付できる期限となりますので、お早目のお手続きをお願いします。

※受け取られた年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象となる場合は、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった方も対象となります。

## いきいき元気教室

# 「気功教室」のご案内



いつまでも住み慣れた地域でいきいきと自分らしく生きることは、だれもが願っています。元気でいきいきとした生活を続けていくために、一緒に気功を学び、これからの健康管理に役立てましょう。毎回笑いあいのとっても楽しい教室です。皆さんの参加をお待ちしています。

**対象者** 概ね65歳以上の中津地区(川中・子十浦)・美山地区に住んでいる方

**実施内容** 気功、を取り入れた運動  
**実施場所** 保健福祉センター(川原河)  
初日と最終日は北出病院構内メディカルフィットネスアクト

**開催日** 平成22年12月9日(木)～平成23年3月10日(木)【予定】  
午前9時30分～12時  
毎週木曜日開催で3ヶ月間12回の受講

**受講料** 1回につき500円  
**募集人員** 20名  
**募集締め切り** 平成22年11月26日(金)

(募集人員に達した時点で、募集を打ち切らせていただきます。)  
(受講場所までの送迎の必要な方は申し込みの時に申し出下さい。)

**決定通知** 締め切り後、受講決定者宛詳細を通知します

## 昨年参加した方々の「声」

- ◎今まで知らなかった人と仲良くなれ、毎回楽しくできました。
  - ◎気功教室に出会えて、心身ともに元気になりました。身体が柔らかくなりました。
  - ◎「足が〇脚になっている」と言われていたけれど、少し良くなったかなー!
  - ◎膝を怪我していて動かしにくかったけれど、完全に良くなりました。これからも続けていきます。
- このように、参加した方々は、体調も良くなり、続けていきたいという声が多いです。ぜひ、参加し体験してみてください。

### ■申し込み・問い合わせ先

保健福祉課 地域包括支援センター  
☎22-9633

## 「あれっ?似てるんちゃう?」 と思ったら即通報!!



～オウム真理教関係特別手配被疑者の発見検挙にご協力を～  
平成7年にオウム真理教が麻原彰晃こと松本智津夫教祖の指示の下に敢行した地下鉄サリン事件の発生から15年が経過しました。

そのような中、本年4月の法改正により、高橋克也、菊池直子の指名手配事実となっている「地下鉄サリン事件」の時効が廃止され、平田信の氏名手配事実となっている「公証役場事務長逮捕監禁致死事件」の時効が延長されました。

事件の真相解明のためには、特別手配被疑者である平田信、高橋克也、菊池直子の3人を何としても検挙しなければなりません。

警察では、3人の発見検挙を最優先課題の一つとし、広く県民の皆様からの協力を得ながら、捜査を推進していますが、3人は依然として逃走中です。

似た人を見かけたら、警察への通報をお願いします!  
皆様からの情報をお待ちしています。

## 父子家庭の皆様へ

### 児童扶養手当の申請はもうお済みですか?

平成22年8月分の手当から父子家庭にも支給されることになり、平成22年11月30日までの申請であれば、遡って8月分から手当を受給することができます。  
※児童扶養手当は所得制限があります。

### ■詳しいお問い合わせは

住民課まで  
☎22-1701

